

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等

規制の名称：給油取扱所に設けることができる建築物の用途の拡大等

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和5年8月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、特に過疎地域においては、給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第3条に規定するものをいう。）の生存戦略のために、経営多角化等が進められている。

給油取扱所は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）上の危険物を取り扱うため、同法に基づく規制の対象となっている。具体的には、令第17条に定める給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に従って設置されるとともに、令第27条に定める危険物の取扱いの基準を満たす必要がある。

給油取扱所の数は、最も多かった平成8年の92,037件から、令和4年には56,807件まで減少している（令和4年版消防白書（資料編）より）。今回見直す基準の一つとして、給油取扱所に設けることができる建築物の用途を拡大するものがあるが、こうした基準の見直し等が行われなければ、今後石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所の存続が難しくなることが想定される。

そのため、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」（座長：小林恭一 東京理科大学大学院教授。以下単に「検討会」という。）における検討結果を踏まえ、一定の安全対策の下、給油取扱所に係る基準の合理化を行うものである。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及びその発生原因】

給油取扱所は自家用車への給油のほか、農業機械等への給油や寒冷地では移動手段を持たない高齢者への灯油配送といった役割も担っており、地域生活に欠かせないインフラであることから引き続き存続させる必要がある。

しかし、脱炭素化の流れの中で給油取扱所における経営が厳しさを増していることが課題である。その直接的な要因としては、自動車のEV化の推進等が挙げられるが、法に基づく規制により給油取扱所に設けることができる建築物の用途が制限されたり、給油取扱所の営業時間外に従

業員以外の立ち入りが制限されたりする等も給油取扱所の経営多角化を妨げる要因として考えられる。

#### 【課題解決手段の検討】

法を所管する消防庁としては、法に基づく規制が給油取扱所の経営多角化を妨げる要因となっていないか、合理化を図ることができないかを検討会において検討することとした。

#### 【規制以外の政策手段の内容】

給油取扱所の経営を補助金等により支援することが考えられるが、こうした支援は、規制を所管する消防庁が行うのではなく、産業振興を担う経済産業省等において従来から行われているところ。ただし、補助金等では、建築物の用途や営業時間外に従業員以外の立ち入りが制限されたりする等といった経営多角化を妨げる要因に対応することができないため、今回の規制の見直しを行った。

#### 【規制の見直しの内容】

- ・ 給油取扱所に設けることができる建築物の用途について、「給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途」のみ認められていたが、「給油又はこれに附帯する業務その他の業務のための避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途」に拡大する（令第17条第1項第16号・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第25条の4等）。
- ・ 給油取扱所の附随設備について、従来通知により認めてきた「尿素水溶液供給機」及び「急速充電設備」を法令上認める（規則第25条の5等）。
- ・ 給油取扱所の荷卸し中の固定給油設備等の使用について、現在認められていないが、一定の安全対策を講ずることで認める（改正後の令第27条第6項第1号トの新設・規則第40条の3の3の2）。
- ・ 給油取扱所の営業時間外の係員以外の者の出入りについて、現在認められていないが、一定の安全対策を講ずることで認める（改正後の令第27条第6項第1号カ・規則第40条の3の6の2）。
- ・ 給油取扱所における危険物の取扱いとして、従来通知により認めてきた「固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油のミニローリーへの注入」を法令上認める（令第3条第1号、改正後の令第27条第6項第1号二の新設等）。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、

特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

今回の規制緩和により認められる特例を適用しない給油取扱所においては遵守費用が発生することはなく、また、既に特例の適用を受けるために必要な安全措置を設けている給油取扱所においても遵守費用は発生しない。

遵守費用が発生するのは、特例の適用を受けるため新たに安全措置を設ける事業者である。荷卸し中の固定給油設備等の使用のためには、安全対策として満量停止措置とコンタミ防止措置が必要である。満量停止措置にはノズル1本当たり5万円程度、コンタミ防止措置には地下タンクの注油口1口あたり5万円程度の費用が見込まれるが、一般的な給油設備等のノズルには満量停止措置が標準装備されており、コンタミ防止措置についても一般的な措置として浸透しつつあることから、遵守費用のかかる給油取扱所は多くないことが想定される。なお、これらの安全措置を講じていない給油取扱所の数は把握しておらず、また施設の規模によっても注油口や給油設備（ノズル）の数は異なるため、遵守費用の全体を定量的に示すことは困難である。

また、営業時間外の係員以外の者の出入りを認めるための措置は、操作をさせないカバー等の設置等、簡易的な措置を想定していることから、遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本件改正により火災その他の事故の件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数等の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

前述した検討会において、今回の規制緩和のための一定の安全対策も検討した。

今般の改正は、検討会の結果を踏まえ、安全の確保を前提に、給油取扱所における規制の合理

化や従来の通知での取扱いの法令上の明確化を図るものであり、事業者や消防本部等に対して新たに義務を課すものではなく、検討会において危険物施設での事故防止に支障がないかという観点からも検討を行っているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。

検討会における具体的な検討内容は、給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書 ([https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-126/02/houkokusho.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-126/02/houkokusho.pdf)) にまとめている。

## 5 その他の関連事項

### ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

検討会において得られた結論を踏まえ、改正を行うもの。

なお、評価事項である副次的な影響及び波及的な影響（4⑥欄記載）である危険物施設での事故防止に支障がないかという観点からの検討に関する結果等は、以下の検討会資料にてまとめている。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-126.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-126.html)

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、給油取扱所の火災について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。

また、給油取扱所数の増減について、毎年実施している危険物規制事務調査を通じて把握を行う。

なお、事前評価時点では、3④のとおり想定しているが、改正後に給油取扱所設置の事業者における遵守費用が過度な負担となっていないかについても把握する。